

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

夏

2018

No.11

# すずかめ

鈴鹿税務署長ごあいさつ  
各部会活動報告

地域事業特集  
鈴鹿げんき花火大会  
告知

公益 鈴鹿法人会  
社団法人

# Suzuka Kame

転んでも、  
起き上がればいい。  
何度でも。

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

**DAIDO** 大同生命

三重支社/三重県四日市市安島1-2-27 (ジェックSビル7F A号) TEL 059-352-2046

Mokuji

- |    |               |    |                  |    |                           |
|----|---------------|----|------------------|----|---------------------------|
| 1  | 会長あいさつ        | 12 | 平成30年度 収支予算書     | 26 | エッセイ<br>わがまちウォーク 街角ウォッチング |
| 2  | 鈴鹿税務署・着任ごあいさつ | 13 | 平成29年度 正味財産増減計算書 | 28 | 歴史・名所・史跡                  |
| 4  | 第6回 定時総会      | 14 | 平成31年度税制改正要望事項   | 30 | 食レシピ、クロスワード・パズル           |
| 5  | 優良従業員表彰       | 18 | 税務コーナー           | 31 | 鈴鹿げんき花火大会                 |
| 6  | 青年部会だより       | 23 | 三重県法人会連合会第6回通常総会 | 32 | 事務局だより・編集後記               |
| 8  | 女性部会だより       | 24 | 社会貢献活動・税に関する活動   |    |                           |
| 11 | 平成30年度 事業計画   | 25 | 新モータースポーツ雑学      |    |                           |



公益社団法人  
鈴鹿法人会 会長  
岡田 信春

# 会長あいさつ

公益社団法人鈴鹿法人会広報「すずかめ」第11号の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、常日頃から鈴鹿法人会の事業活動につきまして、深いご理解とご協力を賜りこの場をお借りして心から厚くお礼申し上げます。

早いもので、私が二度目の会長職を仰せつかって一年が経過いたしました。

この間、『税に関する活動』及び『地域貢献活動』として「親子税金クイズと映画鑑賞会」、「税に関する絵はがきコンクール」、「特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植え等の贈呈」、「ジュニアバレーボール大会への協賛」、「租税教室」、「親子バスツアー」等々本会・青年部会・女性部会が創意工夫を積み重ね事業を実施していただき、益々パワーアップしていると実感いたしました。

また、各支部長・部会長におかれましては、限られた予算の中でさまざまな法人会活動を企画・実行していただき、また、各委員会におきましては、委員長のリーダーシップのもと一致団結し、新たな施策を講じられていただき、皆様方のご理解ご協力に対して厚くお礼申し上げます。

去る、5月22日の第6回定時総会では、提案しましたすべての議案が原案通り承認され、今後も、法人会の基本的指針に基づき、積極的な活動に取り組んでいくことを再認識したところでございます。

昨今、世界情勢が激しく変化する中、日本においては少子化、高齢化という状況下となり、後継者不在による事業の廃止（会員数の減少）という負の連鎖が続いている気がいたします。

このような厳しい時代背景の中でこそ、鈴鹿法人会は今後も役員・職員一同、一致団結し当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

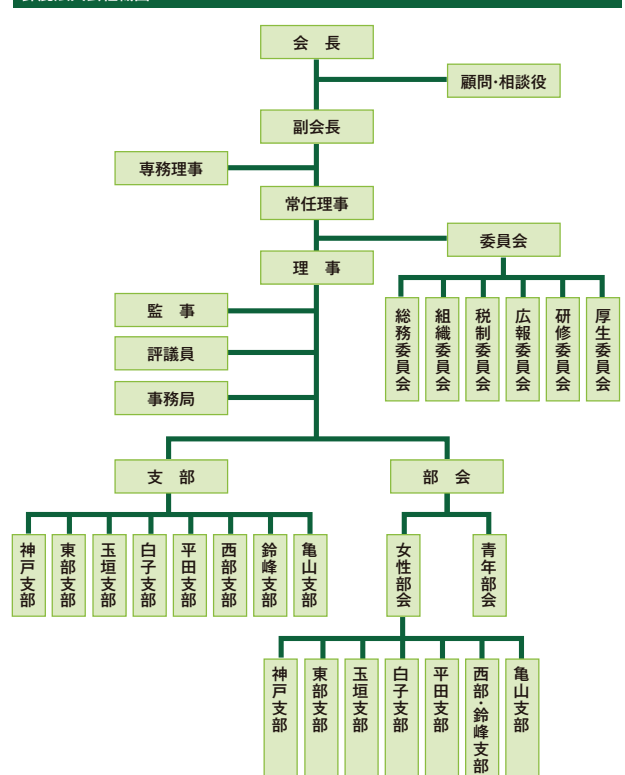
皆様方の積極的なご協力とご支援を今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

## 会長・副会長及び常任理事・監事名簿 (順不同・敬称略)

役職	氏名	法人名
会長	岡田 信春	三惠工業(株)
直前会長	田中 彩子	(医)誠仁会
副会長	杉野 文雄	杉野工業(株)
	近藤 博信	(有)鈴鹿ポーター
	樋口 勝幸	(株)葵
	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
	石井 朋子	(有)プランタンさかきや
総務委員長	阪田 朋成	(株)サカタ
組織委員長	向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
税制委員長	森 通人	(有)マイドソフト
広報委員長	安田 克志	(株)ADI
研修委員長	村上 道哉	三重工熱(株)
厚生委員長	渡邊 孝明	(株)ナベカ
神戸支部長	岡村 信之	(株)オカトモ
東部支部長	井上 準二	峰徳運輸(株)
玉垣支部長	西口 直人	西口建工(株)
白子支部長	東口 大介	ブラウン開発(株)
平田支部長	西村 善行	鈴鹿インター(株)
西部支部長	坂口 英夫	(株)坂口商店
鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服部 昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	杉野 大雄	杉野工業(株)
女性部会長	吉澤 時子	(株)ヨシザワ
専務理事	近藤 悟	(公社)鈴鹿法人会
監事	北川 亨	(株)安全
	吉澤 茂	(株)ヨシザワ

鈴鹿法人会組織図





## 着任ごあいさつ

### 鈴鹿税務署長 岩田 猛

公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

私は、この度の人事異動により、名古屋国税局調査部調査総括課長から鈴鹿税務署長を拝命いたしました岩田猛でございます。前任の森署長同様よろしくお願い申し上げます。

三重県下の税務署での勤務は、四日市署に続き二署目となりますが、当署管内は、名所旧跡や鈴鹿山脈をはじめとする多くの恵まれた自然環境の中にあつて、伝統ある歴史と文化に育まれた素晴らしい土地であると同時に、モータースポーツで国際的に有名なこの地で勤務できることを大変嬉しく思っております。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は、常に「良き経営者の団体」として、またこの地をリードする中心的な団体として、日ごろから法人会活動を通じて納税意識の高揚を図るための各種研修会を開催されるとともに、次世代を担う若い世代に税の意義や役割を正しく理解していただけるよう「夏休み親子映画会」、「親子税金クイズ」や「租税教室への講師派遣」などの事業を通じて積極的に租税教育に取り組まれるなど、数々の社会貢献活動を展開され、企業および社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、岡田会長をはじめ役員の皆様の献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意を表するとともに、今後も一層会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を積極的に展開されますことをご期待申し上げます。

税務署においては、「納税者サービスの向上」に努めるとともに、誠実な納税者の方々には親切かつ丁寧な態度で接する一方、悪質な納税者に対しては厳正な姿勢で望み、「適正・公平な課税及び徴収の実現」という使命を果たすことにより、納税者の皆様への税務行政への理解と信頼を得ていきたいと考えています。

ところで、平成31年10月から消費税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度が導入されることとなっていますが、制度の円滑な実施に向けて、皆様と引き続き連携を図るとともに、説明会の開催も含め、より一層準備を進めて参ります。

また、e-Taxにつきましては、皆様にはその利便性を良く理解され、積極的な普及活動を推進いただき、大変感謝しております。今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人鈴鹿法人会のますますのご発展と、皆様のご健勝並びに事業のご繁栄をこころから祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。



## 着任ごあいさつ

法人課税第一部門

統括国税調査官 松見 一平

三重県出身、名古屋市在住の47歳です。仕事では、初めての三重県勤務となります。皆様と一緒に法人会活動を盛り上げていきたいと思っております。不慣れな点も何かとありますが、よろしくお願いいたします。

## 鈴鹿税務署定期人事異動

(平成30年7月10日付発令 法人課税職員分)

### 《転出の部》 (署内異動含む)

氏名	旧職名		新職名		
森 清二	署長		局 調査部	調査総括課	課長
佐藤 一成	特別国税調査官(法人)	特別国税調査官	津	特別国税調査官(法人)	特別国税調査官
八重嶋武史	特別国税調査官(法人)	上席国税調査官	鈴鹿	法人課税第二部門	上席国税調査官
大庭 久典	法人課税第一部門	統括国税調査官	千種	法人課税第一部門	統括国税調査官
柳瀬 雅徳	法人課税第一部門	上席国税調査官	津	法人課税第一部門	上席国税調査官
楠野 泰広	法人課税第一部門	上席国税調査官	伊勢	管理運営第二部門	統括国税調査官
浅野 善司	法人課税第二部門	上席国税調査官	退官		
高田 茂樹	法人課税第二部門	上席国税調査官	島田	法人課税第一部門	上席国税調査官
古道 伸幸	法人課税第二部門	国税調査官	局 徴収部	特別整理第二部門	国税徴収官
山田 智樹	法人課税第二部門	国税調査官	熱田	資産課税第一部門	国税調査官

### 《転入の部》

氏名	新職名		旧職名		
岩田 猛	署長		局 調査部	調査総括課	課長
松見 一平	法人課税第一部門	統括国税調査官	名古屋中	国際税務専門官(法人)	国際税務専門官
西岡 純一	法人課税第一部門	上席国税調査官	津	法人課税第三部門	上席国税調査官
土井 政明	法人課税第一部門	上席国税調査官	松阪	法人課税第二部門	上席国税調査官
玉井 和正	法人課税第一部門	上席国税調査官	四日市	法人課税第二部門	上席国税調査官
八重嶋武史	法人課税第二部門	上席国税調査官	鈴鹿	特別国税調査官(法人)	上席国税調査官
小田 貴雄	法人課税第二部門	国税調査官	局 課税一部	審理課	国税実査官
宇山 祐貴	法人課税第二部門	国税調査官	熱田	法人課税第四部門	国税調査官
別所 杏那	法人課税第二部門	事務官	鈴鹿	管理運営第一部門	事務官

# 第6回定時総会の開催

平成30年5月22日(火)

於：コンフェット鈴鹿平安閣

公益社団法人鈴鹿法人会の第6回定時総会が、5月22日、森鈴鹿税務署長をはじめ多数のご来賓の臨席を賜り、盛大に開催されました。

出席者は88名、委任状827名で過半数の出席を得て開会いたしました。

岡田会長が議長となり、阪田総務委員長の司会により議事が進められ、次の議案のすべてが承認・可決されました。

第1号議案 平成29年度事業報告承認の件  
第2号議案 平成29年度収支決算承認の件  
なお、平成30年度 事業計画並びに収支予算書については報告がされました。

議事終了後、鈴鹿市中央消防署北分署の内門英明消防士をお招きし、「平泳ぎ避難による洪滞防止」について熱く語っていただきました。

その後、会員企業の優良従業員表彰式が開催され、岡田会長より、表彰状と記念品が贈呈されました。(受賞者の方々は次頁に掲載のとおりです)

最後にご来賓の方々を代表して森鈴鹿税務署長よりご祝辞をいただき今年度の定時総会がつつがなく終了いたしました。



公益社団法人 **鈴鹿法人会** よき経営者をめざす団体

## ホームページにて情報公開

毎年度の事業計画書 収支予算書はホームページにおいて情報公開させていただいております。ぜひご覧ください。

鈴鹿法人会

検索

<http://suzuka-hojinkai.jp>

# 優良従業員表彰



受賞のみなさん

## 優良従業員表彰

(順不同・敬称略)

株式会社すずきゅう	丸山真依	有限会社共和建設	宮崎竜也
株式会社ヨシザワ	澤谷賢二	株式会社スズカキャリアサービス	谷山広宣
株式会社大野工務店	山中知	株式会社トピア	山岡敏行
株式会社五大工業	小林隆仁	株式会社トピア	渥美裕之
堀田建設株式会社	足立健	株式会社トピア	片野大治
サンコーロジテック株式会社	平良礼	株式会社ホンダ四輪販売三重北	明石宗久
社会福祉法人けやき福祉会	渥美真樹	株式会社オートモール	杉本亮
医療法人誠仁会	小出理香	三重コンドール株式会社	荒川大輔
医療法人誠仁会	山本剛士	三重コンドール株式会社	辻哲也
マルサ運送株式会社	古川孝謙	三重コンドール株式会社	坂光治
鈴鹿インター株式会社	梅野敦典	三重コンドール株式会社	堀口満
鈴鹿インター株式会社	西村佳泰	株式会社サカタ	宮崎典子
有限会社アサノ	芝田麻由実	株式会社サカタ	佐野ます美



代表受賞



代表謝辞

5月22日青年部会も定時総会が行われました。



青年部会長  
杉野大雄

## 部会長あいさつ

平成29年度は、「積極的な参画!」「継続事業の発展!」「明るく楽しく!」の3つをテーマに掲げて事業運営してまいりました。

部会員の皆様には、部会運営全般にわたり、大変ご尽力いただき、御陰様をもちまして、無事1年間を終えることができました。心から感謝申し上げます。

昨年度は、継続事業として、親子バスツアー、女性部会親子映画会での税金教室・税金クイズ大会、エコドライブチャンピオンシップへの参加、鈴鹿げんき花火でのブース出展および宝探し運営、税を考える週間事業での税金教室・税金クイズ大会を実施しました。

そして重点事業の租税教室については、中学校1校2クラス、小学校10校18クラス約480名に対し、青年部会7委員会14名の方々に、講師を担当していただきました。

また一昨年度に引き続き、東海法連青連協安田会長、三重県連青連協村上会長のもと、情報交換会の企画運営を担当しました。昨年度までと変わった点としては、定例会会場を毎回変えて実施しました。その結果定例会の参加者を増やすことができました。

最後に、青年部活動に多大なるご協力・ご理解いただきました岡田会長、樋口副会長、森税制委員長をはじめとした本会の皆様、吉澤部会長をはじめとした女性部の皆様、いつも無理をお願いしている鈴鹿税務署および法人会事務局の皆様、そして青年部会員とご家族の皆様、この場をお借りして御礼申し上げますと共に、平成29年度同様「積極的な参画!」「継続事業の発展!」「明るく楽しく!」3つのテーマを掲げ、残り一年の任期も精一杯青年部を運営してまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻の程お願い申し上げます。

## 3/17 S.H.I.P

「全ては皆の笑顔のために……」をテーマに2018年3月17日(土)第5回S.H.I.Pを開催させていただきました。S.H.I.P(シップ)とは、すずか・法人会・interchange of person・partyを略した造語です。

交流することでメンバー各々のスキルの向上に繋がればとの思いで、毎年趣向を凝らしお子様から大人まで楽しんでいただけるよう計画しております。

今回は会場に鈴鹿ミニゴルフをお借りして、“誰でも楽しめるゴルフ”をテーマに打った数だけではなく球を入れるまでの秒数を競ったり、ニアピンホール、ボール集め競争、風船割りetcの競技を総勢60名で大いに楽しみました。

ゴルフの後は、参加者全員で青年部活動の一年間を振り返りつつ焼肉店での大懇親会となりました。

毎回、本当に多くのメンバーの参加のお陰で楽しく開催できます事に心から感謝します。さて……そろそろ第6回の構想を始めます。お楽しみに!

(副部会長 加藤 晋)





5/22

## 第6回 青年部会定時総会

去る5月22日清々しい天気のもと第6回 青年部定時総会がコンフェット鈴鹿平安閣にて開催されました。大庭久典統括官と樋口勝幸副会長にも出席して頂き予定された議案を全て承認され、無事に総会を閉会することができました。大庭統括官、樋口副会長には、日頃から多大なご支援と青年部の事業にご参加して頂き感謝致します。杉野大雄部会長の楽しく、わくわくする2年目がスタートしました。今年も充実した事業がたくさんありますので、杉野部会長の元、一致団結して事業を楽しみましょう。やればやるほど、楽しくなるのが鈴鹿法人会 青年部の良いところです！歴代に負けない、すばらしい一年にしましょう。(副部会長 佐藤左恭)

## 租税教室

女性部・青年部の合同にて、中学校1校(2教室)、小学校13校(22教室)にて「租税教室」を開きました。

女性部のみなさんは、腕に一段と磨きをかけ、ますますクオリティの高い「租税教室」を展開されておりました。次回もさらにパワーアップされていることでしょう。とても楽しみです。引き続きよろしくお願いいたします。

青年部は、準備期間を含め今回で5年目となる高田短期大学とのコラボレーションで、9名の学生のみなさんといっしょに、今年もすばらしい経験をさせていただきました。そして、青年部のメンバーにおいても、多くのメンバーが初めて参加してくれました。このように毎年新しい人たちが取り組みに参加してくれるのは喜ばしいことです。

今回の青年部の取り組みの目玉は、我々独自のマニュアルに一新したことです。実は以前から、これまでのやり方では、マニュアルを読むことに精いっぱい、子どもたちに分かりやすい言葉や内容で伝えられていないのではということが気になっていました。青年部のメンバーや高田短期大学の学生のみなさんが、租税教室の中身を理解し、自分の言葉で伝えられれば、子どもたちにもっと理解してもらいやすくなるでしょう。そのために新しいマニュアルの作成に取り掛かりました。試行錯誤の結果、新マニュアルは2部構成にすることにしました。

「壺の書」は全体のながれと要点を記載したマニュアル、「式の書」はこれまでとおなじセリフ仕立てのマニュアルとなっています。基本的には「壺の書」を見て、講師各々が自分の言葉で子どもたちに伝えるために自分でシナリオを考える、イメージがわ



かない場合のサンプルとして「式の書」を参考にしてもらうというコンセプトでひとまず完成に至りました。

その結果、これまで租税教室の講師をやったことのない短大の学生のみなさんは、はじめはかなり戸惑っていました。リハーサルを見るたびに正直言って、「このままで大丈夫だろうか」と毎回心配になりました。少しハードルを上げすぎたかと思ったりもしました。

しかし、学生のみなさんはギリギリまでリハーサルを繰り返し、最終的に本番ではすばらしい授業をしてくれました。ほんとうに今回の取り組みを実施してよかったと感じております。

とはいえ、まだまだ改善の余地はあります。子どもたちにとって、よりよい租税教室にするために今年も取り組んでいきたいと思っております。

(副部会長 川井直人・税制委員長 藤田将地)





# 女性部会

5月22日女性部会も定時総会と懇親会が行われました。

女性部会長  
吉澤時子

## 部会長あいさつ

鈴鹿法人会女性部会の皆様には、法人会活動に於きまして、多大なご協力とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

今年度も、法人会理念に基づき、明るく楽しい女性部会を目指して、活発に事業活動を進めていきたいと思っています。

特に租税教室に於きましては、一校でも多くの教室で開催できるよう講師の養成を行い、法人会ならではの活動に、磨きをかけたいと思っています。

親会様や青年部会様にも大変お世話になっております税金クイズや絵はがきコンクール等、将来を担う子供たちに少しでも、正しい税知識をお伝えできるよう会員一丸となって取り組んで参ります。

今年度も、税の啓発を中心に活動をしていきたいと思っておりますので、会員の皆様の深いご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 租税教室

昨年秋より3～4回の講師勉強会を行い二人一組で、よりわかりやすい教室にしようと頑張りました。簡単そうでなかなか難しいものだと痛感しました。

今回は高田短大の方の租税教室も見せていただきましたが、やる気満々でまた違った説明に刺激を受けました。少しでも子供達に受け入れられたら幸いです。

(服部千賀子)



## 2/22 講演会・寄せ植え講習会

2月22日コンフェット鈴鹿平安閣において「講演会・寄せ植え講習会」を開催し、60名が参加いたしました。

はじめに、中部電力(株)鈴鹿営業所所長成瀬猛司様から〈テーマ〉「中部電力の今」「快適に電気をお使いいただくために」をお話いただきました。講演会では、講師に近藤博信副会長に〈テーマ〉第1部「がんばる経営」、第2部「アロハ～ハワイ」をお話いただきました。

会食には、シェフのインスピレーションメニューで美味しくランチを楽しみ、税務署統括官による「大人の税金クイズ」も実施されました。

最後に中部電力様のお力添えで、寄せ植え作りを楽しみました。

盛り沢山の内容で長い時間でしたが、多くの仲間と共に過ごす素敵な時間となりました。

皆様ありがとうございました。(永戸陽子)



## 4/12 女性フォーラム

平成30年4月12日(木)第13回法人会全国女性フォーラムが山梨県のアイメッセ山梨にて開催されました。

全国各地から、約1,600名の会員が集まり、鈴鹿は、吉澤部会長はじめ4名が参加しました。

通路に、税に関する絵はがきコンクールの入賞作品が展示され、どれも繊細で素晴らしい作品でした。

「第一部」は、現在フリーアナウンサーの国井雅比古氏の記念講演でした。「小さな旅と私」という番組で、10年間様々な地域取材し、多くの人との出会いから素晴らしい発見をされたそうです。

そこで、国井氏が「さくらんぼの実のなる頃」という歌を聞かせて下さいました。経験から生まれたしみじみとした歌詞と、洪い声に、一同感激しました。

「第二部」は、式典、来賓の紹介、祝辞と進み、大会のキャッチフレーズは「今を創る女性の力」でした。4月12日当日は、武田信玄の命日にあたるため、武田神社から武田二十四将の騎馬行列が行われました。信玄公は「人は石垣、人は城、情けは味方、仇は敵」と人の絆を大切にされたそうです。法人会女性部も互いに絆を深め、法人会活動の充実に取り組んで行くことを確認しました。

「第三部」は、懇談会、迫力のある太鼓のアトラクションを見せていただき、皆様との交流が深まり、有意義な大会でした。次年度は富山県で開催されるそうです。(沖 澄子)



## 5/22 第6回定時総会

5月22日(火)コンフェット鈴鹿平安閣にて鈴鹿法人会女性部会の総会と懇親会が開催されました。

石井担当副会長と吉澤部会長よりご挨拶をいただきました。

5時より優良従業員表彰式があり頼もしい人材が集まりました。

懇親会は親会、青年部会と合同で開催され、鈴鹿市長も渋滞にまき込まれ途中から車から降りて走ってみえたそうで会場が一気に和やかな雰囲気になりました。今後も皆様とともに事業活動に努めていきたいと思ひます。(服部千賀子)



## 6/3 地球温暖化防止対策啓発活動

今年も鈴鹿市環境政策課からの依頼で、女性部14名が地球温暖化防止対策啓発活動に参加しました。

鈴鹿ハンター、イオンモール鈴鹿、白子サンズの3施設に分かれ、クールチョイスを呼びかけながら、環境保全に対する理解や活動の推進を図るための啓発グッズの配布を行いました。(木村吉子)



## 6/27 研修親睦旅行

6月27日暑い日差しの中、早朝より一日バス研修旅行へと50名を乗せ、一路神戸へと向かいました。車中では、税金クイズがあり、何気なくわかっているようで、いざ問題となると考え込んでしまいました。ビデオで税金の勉強をし、頭が硬くなった頃に最初の見学先(株)TASAKIに到着しました。

目の保養、美しい宝飾品を見た後、昼食を神戸ポートピアホテル「神戸たむら」で食事をいただきながら「日本料理テーブルマナー」を学びました。洋食とは違った箸使いのタブーも教わりました。

次の見学先、神戸の街中にある帽子工房(株)マキシンへ着きました。ロサンゼルス五輪日本選手団の制帽や鉄道、航空、官公庁などの制帽を製作している会社です。数々の工程のすべては、手作業で仕上げられます。アトリエ全体がリズムカルに一針一針縫うミシンの音は、快感でした。型入れ、成型など見学し、これはまさにすごい技術だと思いました。その後皆さんも自分に合った帽子をかぶったりして、お気に入りを手に入れておりました。

夕方の梅雨空の中一路鈴鹿へと帰りました。リフレッシュして又明日から頑張れたらいいですね。(石垣すみ子)



## 6/29 税務研修会

平成30年6月29日、女性部会の税務研修会を鈴鹿税務署法人課税第一部門統括国税調査官大庭久典氏をお迎えして、鈴鹿文化会館で行いました。

平成31年10月1日に消費税の軽減税率制度が実施されます。堅い話なので皆さん身構えていたらテーマ「清く、正しく、美しく」の宝塚歌劇団の話から入り、大変なごまかせていただきました。宝塚の創業者の「経営理念」、タカラジェンヌの給料、契約の話など心ほぐれる笑いの中で、軽減税率の話聞かせていただきました。

軽減税率も適格請求書とか適格請求書発行事業者登録制度の義務…等、記載事項に事業者の方々が困惑している感じました。

その後相続税の話があり、相続税の課税対象となるもの、相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用など丁寧に教わりました。(石垣すみ子)



**予告** **夏休み親子映画会**  
**入場無料**  
●と き / 平成30年8月26日(日)  
●と ころ / 亀山市文化会館  
1部 / 怪盗グルーのミニオン大脱走 2部 / 楽しい租税教室とおたのしみ抽選会

**第12回** **税に関する 大募集!**  
**絵はがきコンクール**  
応募締切り / 平成30年9月10日(月)

## 平成30年度 事業計画

### 基本方針

鈴鹿法人会は、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。このためには、会員以外にも活動への参加を求めていく。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら会員確保及び財政の健全化に力を入れるとともに、地域の活性化に配慮しつつ以下の事業に取り組む。

さらには、「電子申告」についても税務当局と連携しながら、更なる普及推進に努める。

### 事業活動

#### 1. 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税関連の研修・行事等の充実を図り、有益な資料を作成する等により適切な広報を実施する。

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズ・映画鑑賞会は当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

特に、小学生を対象とした租税教室は、青年部会が制作した地域色豊かな実写版DVDを活用し、今後も女性部会と連携し、一層推進していく。

##### (主な事業計画)

支部および部会の税務研修会、新設法人説明会、親子税金クイズと映画鑑賞会（平成30年11月4日）、小学生・中学生を対象にした学校での「租税教室」、夏休み親子映画鑑賞会（平成30年8月26日）、税に関する「絵はがきコンクール」の募集と表彰式。

全国大会（鳥取）、全国青年の集い（岐阜）、全国女性フォーラム（山梨）

#### 2. 地域企業及び地域社会への貢献に関する事業

各地域における経済社会環境（地球温暖化問題）の改善、活性化に資する事業の実施または支援を行う。

電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」（家庭における使用電力の削減運動）の環境活動に取り組む。

##### (主な事業計画)

親子バスツアー（施設見学）、温暖化防止対策活動（鈴鹿市主催）の参加、全日本エコドライブチャンピオンシップ（全日本学生自動車連盟主催）、鈴鹿ジュニアバレーボール大会の協賛、特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植え等の贈呈、支部教養・健康セミナー、支部・部会の施設見学

#### 3. 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始め、税の Opiniオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

##### (主な事業計画)

地元国会議員・市長・市議会議長への要望活動

#### 4. 法人会の充実発展に資する事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。

役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

広報活動は、法人会の知名度向上のため会員はもとより、会員外にも法人会活動の周知、加入勧奨のための広報を充実させるとともに、税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の広報活動を積極的に行う。

ホームページ並びに広報誌による事業活動報告、事業計画等の発信。

特に広報誌「すずかめ」は、会員はもとより会員外にも手軽に見ていただけるよう第9号から表紙を含め掲載内容についても大幅に改定し、より親しみのある内容を取入れている。

また、引き続き市の施設、金融機関およびCNSに依頼して「すずかめ」を配置し、会員外の方にも目に付くようにしている。なお、本年も2回発行する。

#### 5. 法人会員の福利厚生に関する事業

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いており、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り財政基盤の安定化に努める。取り扱い3社との諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。

また、会員企業の経営者、従業員、家族を対象とした（財）全日本労働福祉協会三重県支部による、生活習慣病健診を実施する。（平成30年9月及び平成31年3月）

# 平成30年度 収支予算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	30年度	科 目	30年度
<b>I 一般正味財産増減の部</b>		管理費	3,083,402
		役員報酬	255,840
<b>1. 経常増減の部</b>		給料手当	431,156
(1) 経常収益		退職給付費用	36,734
基本財産運用益	500	福利厚生費	101,680
基本財産受取利息	500	会議費	1,300,000
特定資産運用益	300	旅費交通費	20,000
特定資産受取利息	300	通信運搬費	260,000
受取会費	12,700,000	減価償却費	762
正会員受取会費	12,658,000	消耗什器備品費	0
賛助会員受取会費	42,000	消耗品費	30,000
事業収益	450,000	修繕費	3,000
研修事業収益	100,000	印刷製本費	130,000
広報事業収益	100,000	燃料費	1,230
福利厚生事業収益	250,000	賃借料	200,000
受取補助金等	8,665,700	租税公課	3,000
受取県連補助金	350,000	支払負担金	40,000
受取全法連補助金	150,000	委託費	10,000
受取全法連助成金振替額	8,165,700	会場費	10,000
受取負担金	1,820,000	渉外慶弔費	30,000
青年・女性部会受取負担金	1,070,000	表彰費	150,000
負担金収入	750,000	リース料	40,000
雑収益	300,000	保険料	10,000
雑収益	300,000	支払手数料	10,000
<b>経常収益計</b>	<b>23,936,500</b>	新聞図書費	0
(2) 経常費用		雑費	10,000
事業費	20,729,470	<b>管理費合計</b>	<b>3,083,402</b>
役員報酬	2,864,160	<b>経常費用計</b>	<b>23,812,872</b>
給料手当	4,826,844	評価損益等調整前当期経常増減額	123,628
退職給付費用	411,241	評価損益等計	0
福利厚生費	1,138,320	<b>当期経常増減額</b>	<b>123,628</b>
会議費	1,550,000	<b>2. 経常外増減の部</b>	
旅費交通費	1,800,000	(1) 経常外収益	0
通信運搬費	870,000	退職給与引当金取崩益	0
減価償却費	8,535	<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>
消耗什器備品費	0	(2) 経常外費用	0
消耗品費	900,000	経常外費用計	0
修繕費	30,000	<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>
印刷製本費	1,400,000	税引前当期一般正味財産増減額	123,628
燃料費	13,770	法人税、住民税及び事業税	80,000
賃借料	2,200,000	<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>43,628</b>
保険料	100,000	一般正味財産期首残高	13,930,258
租税公課	25,000	一般正味財産期末残高	13,973,886
支払負担金	700,000	<b>II 指定正味財産増減の部</b>	
委託費	950,000	受取補助金等	0
表彰費	0	受取全法連助成金	8,165,700
会場費	200,000	一般正味財産への振替額	-8,165,700
広告宣伝費	21,600	<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>
支払助成金	100,000	指定正味財産期首残高	0
リース料	430,000	指定正味財産期末残高	0
諸謝金	30,000	<b>III 基金増減の部</b>	
支払手数料	120,000	当期基金増減額	0
新聞図書費	0	基金期首残高	0
雑費	40,000	基金期末残高	0
<b>事業費合計</b>	<b>20,729,470</b>	<b>IV 正味財産期末残高</b>	<b>13,973,886</b>

# 平成29年度 正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	科 目	当年度
<b>I 一般正味財産増減の部</b>		管理費	3,724,346
1. 経常増減の部		役員報酬	255,840
(1) 経常収益		給料手当	418,942
基本財産運用益	500	退職給付費用	28,505
基本財産受取利息	500	福利厚生費	106,072
特定資産運用益	236	会議費	1,733,992
特定資産受取利息	236	旅費交通費	8,278
受取会費	12,763,400	通信運搬費	221,239
正会員受取会費	12,744,200	減価償却費	915
賛助会員受取会費	19,200	消耗什器備品費	0
事業収益	516,963	消耗品費	30,168
研修事業収益	105,500	修繕費	2,656
広報事業収益	100,000	印刷製本費	155,180
福利厚生事業収益	311,463	燃料費	807
会員親睦事業収益	0	賃借料	194,398
受取補助金等	8,502,100	保険料	7,525
受取県連補助金	550,000	租税公課	590
受取全法連助成金	100,000	支払負担金	110,914
受取全法連助成金振替額	7,852,100	委託費	16,241
受取負担金	1,728,901	会場費	101,720
受取負担金	655,901	渉外慶弔費	102,640
青年・女性部会受取負担金	1,073,000	表彰費	145,800
雑収益	665,753	リース料	38,399
受取利息	203	支払手数料	11,826
雑収益	665,550	新聞図書費	0
<b>経常収益計</b>	<b>24,177,853</b>	雑費	31,699
(2) 経常費用		<b>経常費用計</b>	<b>24,083,413</b>
事業費	20,359,067	評価損益等調整前当期経常増減額	94,440
役員報酬	2,864,160	<b>当期経常増減額</b>	<b>94,440</b>
給料手当	4,690,108	<b>2. 経常外増減の部</b>	
退職給付費用	319,120	(1) 経常外収益	
福利厚生費	1,187,497	経常外収益	0
会議費	1,309,054	(2) 経常外費用	
旅費交通費	1,356,375	固定資産減損損失	0
通信運搬費	921,513	什器備品減損損失	0
減価償却費	10,244	<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>
消耗什器備品費	0	<b>他会計振替額</b>	<b>0</b>
消耗品費	1,189,492	税引前当期一般正味財産増減額	94,440
修繕費	29,744	法人税、住民税及び事業税	80,000
印刷製本費	1,412,249	当期一般正味財産増減額	14,440
燃料費	9,038	一般正味財産期首残高	13,898,325
賃借料	2,187,114	一般正味財産期末残高	13,912,765
保険料	92,867	<b>II 指定正味財産増減の部</b>	
諸謝金	32,274	受取補助金等	7,852,100
租税公課	17,410	受取全法連助成金	7,852,100
支払負担金	719,136	一般正味財産への振替額	-7,852,100
支払助成金	100,000	一般正味財産への振替額	-7,852,100
委託費	1,174,111	<b>III 基金増減の部</b>	<b>0</b>
会場費	150,050	基金受入額	0
広告宣伝費	21,600	基金返還額	0
リース料	429,889	基金期首残高	0
支払手数料	114,502	基金期末残高	0
雑費	21,520	<b>IV 正味財産期末残高</b>	<b>13,912,765</b>

平成30年6月7日に開催された三重県法人会連合会の税制委員会において三重県下8法人会から提案された税制改正要望事項を取りまとめ全国法人会総連合に要望しました。

# 平成31年度税制改正要望事項

## 【国税関係】

### I 法人税関係

#### 1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率23.2%に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。

法人実効税率は外国企業が日本に投資する際の重要な判断材料であるため、実効税率を20%程度に引き下げられたい。

#### 2. 中小法人に対する特例

軽減税率の適用所得限度額を1,500万円（現行800万円）に引き上げられたい。

また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率を現行の15%から11%まで引き下げられたい。

#### 3. 同族会社の留保金課税の廃止について

(1)特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となっているが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。

(2)資本金1億円以下の中小法人（大法人の子法人を除く）が適用除外となっているが、資本関係があれども、独立した法人である以上、競争力の低下を招きかねないので、大法人の子会社であっても資本金1億円以下の法人は全て適用除外とすることが望ましいと考える。

#### 4. 減価償却制度

(1)減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

(2)パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

(3)建物・建物付属設備・構築物の減価償却方法について

建物については、現行新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢価格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれた定率法による償却方法との選択とされたい。

また、建物付属設備・構築物についても、同様の取り扱いにされたい。

#### 5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

少額減価償却資産の特例について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

#### 6. 研究開発費税制等の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額の40%（現行25%）に引き上げられたい。

#### 7. 交際費課税

中小企業の交際費の取扱いは、800万円までが損金算入となっているが、中小企業の活性化を促すためにも全額損金算入とされたい。全額損金算入が困難ならば、現行の特例措置の定着化を図られたい。

#### 8. 繰越欠損金の損金不算入等

青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の繰越控除を15年間（現行10年間）に延長されたい。

#### 9. 退職給与引当金繰入額・賞与引当金の損金算入制度の復活

税負担の平準化を損なわないため、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。また、賞与引当金についても損金算入を認められたい。



## 10. 役員給与等について

役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。しかし、大企業における業績連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

なお、中小企業においては、景気に業績が大きく影響することから定期同額給与制度の要件を緩和されたい。

また、使用人に対する決算賞与の損金算入の要件についても要件を緩和されたい。

## 11. 配当金について

すべての株式等（現行 完全子会社株式等及び株式等保有割合3分の1超）の配当について、益金不算入割合を100%にすべきである。

## 12. 確定申告書の提出期限

会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内（現行2ヶ月以内）とされたい。

## 13. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。

既計上分も含め損金化できる措置を講じられたい。

## Ⅱ 所得税関係

### 1. 所得控除等

現行の各種所得控除の整理・合理化を図り、解り易い制度に見直されたい。

### 2. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日（現行翌月10日）とすること。

なお、納期の特例は、常時使用する者を20名未満（現行10名未満）に拡大されたい。

## Ⅲ 相続税関係

### 1. 相続税

#### (1)事業承継

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の改正で大幅に条件が緩和されたが、期限の緩和も含めさらに使い易く解り易くされたい。

また、中小企業の実態を考慮のうえ将来的には相続税の廃止も検討されたい。

#### (2)その他

①相続税の最高税率（現行55%）を40%台に引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

また、基礎控除額（現行 3,000万円+600万円×法定相続人の数）を従来額（5,000万円+1,000万円×法定相続人）に戻されたい。

②贈与財産の加算制度

相続開始前3年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。

### 2. 贈与税

(1)基礎控除消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円（現行110万円）に引き上げられたい。

(2)贈与税の最高税率（現行55%）を引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

## Ⅳ 間接税関係

### 1. 消費税

- (1)消費税の確定申告書の提出期限は、個人と同様の事業年度終了後3ヶ月以内（現行2ヶ月以内）とされたい。
- (2)提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとされている諸届出書について、予想外の事態が発生した場合は、提出期限を課税期間の末日までとされたい。  
また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。
- (3)基準期間の廃止について  
納税義務及び簡易課税制度の判定は、特に零細業者等においては、課税売上高が1,000万円を下回り益税となるなど不合理な現象が生じている。  
よって、前々年又は前々事業年度を基準期間として当課税期間の納税義務を判定する現行の基準課税期間は不合理であり廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこと。
- (4)納税義務者の判定基準について  
基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。
- (5)中小企業を守るため、売価が固定されても下請け業者や中小企業の利益が減らないよう、また、小売業（一般消費者に対して）についても税額が個別に常に理解できるように、内税ではなくはっきりと外税表示とされたい。  
外税表示に統一が困難であれば、消費税転嫁対策特別措置法（現行 平成33年3月31日まで）を恒久化されたい。
- (6)消費税軽減税率について
  - ①消費税の増税に伴う逆進性への対応として、軽減税率の導入が予定されている。  
事業者への負担が大きく、税制の簡素化・収収確保の観点から軽減税率導入には反対である。  
当面は、単一税率を維持されたい。
  - ②軽減税率導入の廃止が困難ならば、企業への負担を最大限考慮していただきたい。

## 2. 印紙税関係

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとの課税の可否が分かっているのは不合理である。よって、印紙税を廃止されたい。

## 3. 揮発油税関係

現在揮発油には、揮発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是正されたい。

## V その他

### 1. 法定外資料の提出について

必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

### 2. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合も多く、中古資産も償却対象とされたい。

## 【地方税関係】

### I 法人関係

#### 1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

#### 2. 償却資産税

償却資産税の免税額を300万円（現行150万円）に引き上げるとともに償却資産の賦課期日（現行 毎年1月1日）を決算期末とし、申告期限（現行 1月31日）については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、国税同様取得価額を30万円以下の償却資産については、課税対象から除外されたい。

### 3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

### 4. 法人住民税

資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。

また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

## II 個人関係

### 1. 特別徴収の個人住民税の納付

給与から源泉する住民税（特別徴収）は、各自治体ごとに納付しなければならない。

本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

## III 法人・個人関係

### 1. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。国税との整合性を図るべきである。

### 2. 固定資産税

(1)固定資産税においては、不透明なことが多いため抜本的に見直されたい。

また、収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。

(2)建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。

償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。

(3)償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止すべきである。廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。

(4)現行 動産及び不動産は、稼働の有無に係わらず課税される。

しかし、稼働していない動産及び不動産を所有者が売却等を行っても、買い手がいないなど困難な場合がある。稼働していない動産及び不動産には実情に伴い対策を講じられたい。

### 3. 事業所税

(1)事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。

事業所税の課税標準は床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。

市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。

(2)地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額すべきである。

### 4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告(eLTAX)の普及を推進し、利便性を高められたい。

### 5. 軽油引取税（県税）

(1)暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。よって、速やかに廃止されたい。

(2)免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑であるため、もっと、解りやすく簡素にすべきである。明確でない区分については速やかに廃止されたい。

### 6. 目的税（県税）

安易に目的税を創設しないでいただきたい。

目的税を創設する必要があるのであれば、趣旨・用途を厳選したうえで納得できるものとされたい。

## 平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

### 軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。  
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

### 免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈平成30年4月〉国税庁

## 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年		摘要	税区分	借方 (円)
月	日			
11	30	△△商事 11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事 11月分 食料品	8%	43,200
		②		④
		①		③

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事		①
〒000000 東京都千代田区〇〇 〇〇〇〇番地		
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円 (税込)		
日付	品名	金額
11.1	食 材	54,000円
11.1	仕 入 料	10,800円
11.2	仕 入 料	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
  1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
【専用ダイヤル】 0570-030-456  
【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
  2. 電話相談センター  
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。  
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の  
「▷その他のメニュー」  
をクリック

こちらを  
クリック

消費税軽減税率制度 又は

QRコードから  
特設サイトへ



## 企業の皆様

# 法人会 自主点検チェックシートを活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に（法人会 自主点検チェックシート）と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、(表面)に 8. (5) 「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。



「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、右記のように記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

2. また、「法人事業概況説明書」(裏面) 17 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	(公社)鈴鹿法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

法人会の会員であることをご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

# 企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表  
(3月31日点検分)

点検担当者 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係  
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現金 小切手 受取手形	12 手形現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日 決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

(公社)鈴鹿法人会

TEL 059-383-7561 FAX 059-383-8445

URL <http://suzuka-hojinkai.jp/>

# 書面添付制度とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川悟志

**リサ** 法人税申告書等に税理士が作成した書面を付けると税務調査が省略になると聞きましたが、どのような制度なのでしょうか。

**サキ先生** その書面は税理士法33条の2に規定されている、いわゆる添付書面のことですね。税理士が書面を作成して、申告書に添付すると、調査の事前通知の前に税理士に対して意見聴取が行われ、税務署において申告内容に対する疑問点が解消して調査の必要がないと判断された場合には、調査が省略されることとなります。したがって、書面を申告書に添付すれば、無条件で調査が省略になるわけではありませんので注意してください。

**リサ** 書面にはどのようなことが記載されるのですか。

**サキ先生** 税理士が申告書の作成に関して、計算・整理し、または相談に応じた事項などを記載することになります。

建設業の会社を例にしてみますと、売上について、例えば、「売上請求書、工事請負契約書、売掛金一覧に基づき、工事収入の計上時期の確認を行った」のように、具体的にどのような方法で確認したかを記載します。

また、前期と比較して金額が顕著に増減したものについては、例えば、「消耗品費の増加は、工食用消耗品の老朽化に伴い、入れ替えを行った。消耗品の中に資産計上すべきものがあるか否かの検討も行った」のように、増減理由とともに、税務上問題となりやすい点の検討状況を記載します。

**リサ** 意見聴取はどのように行われるのですか。

**サキ先生** 税務署において申告内容に対して何らかの疑問点があって、調査日時などを知らせる調査の事前通知を行う前に、税務署の担当者が税理士に対して、顕著な増減事項や理由など、個別・具体的な質疑が行われます。意見聴取を行って申告内容に対する疑問点が解消すれば、調査の必要性はなくなりますので、結果的に調査は省略となります。仮に、疑問点の全部が解消しない場合は調査に着手することになりますが、調査は解明すべきポイントを絞って短時間で終わることが考えられます。

**リサ** 意見聴取で個別・具体的な質疑が行われた結果、申告内容に誤りがあって修正申告をする場合もあると思いますが、過少申告加算税は課されるのですか。

**サキ先生** 国税庁の事務運営指針によれば、意見聴取の質疑等のみを基として提出された修正申告書は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないとされていますので、加算税は課されないと考えられます。

**リサ** いずれにしても、申告内容に誤りがないように、法人会の「自主点検チェックシート」も活用しながら注意しないとイケませんね。

☆=筆者紹介=====☆

**野川 悟志**(のがわさとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。

近著「経営に活かす 税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、「税制改正経過一覧ハンドブック」

(共著、大蔵財務協会)、「免税店のはじめ方」(税務経理協会)他。HPは [しながわ税経事務所](#) で検索





# 第6回通常総会の開催

平成30年6月19日(火)  
於：津センターパレスホール

第6回県連通常総会が開催され、当会から次の8名が出席しました。  
宮崎県連会長が議長となり、議案のすべてが可決・承認されました。



## 当会からの出席者

会 長	岡田 信春	三惠工業(株)	理 事	阪田 朋成	(株)サカタ
直前会長	田中 彩子	(医)誠仁会	理 事	渡邊 孝明	(株)ナベカ
副 会 長	近藤 博信	(有)鈴鹿ポーター	理 事	木原 敏彦	(株)飯田建設
副 会 長	飯田 隆典	(株)飯田鉄工	専務理事	近藤 悟	

## 受賞者の方々

公益財団法人  
全国法人会総連合会長表彰

【単位会功労者】



直前会長  
田中彩子 殿

一般社団法人 三重県法人会  
連合会会長表彰

【役員功労】



副会長  
樋口勝幸 殿



理事  
渡邊孝明 殿



理事  
木原敏彦 殿

## 「親子税金クイズ」11月4日(日)に開催決定!

「税を考える週間」の事業として毎年開催し、ご好評をいただいている「親子税金クイズ・映画鑑賞会」を今年も開催します。

今回は、改装された鈴鹿市民会館での開催です。

イベントを盛りたくさん準備して皆様をお待ちしております。



いちご通信 2018. 夏

法人会女性部会

## いちごプロジェクト



### 節電にご協力ください。

—無理なく 無駄なく 快適に—

熱中症に気をつけて!



## 税に関する活動

### 税に関する活動

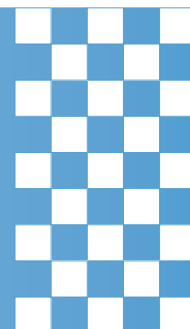
平成30年6月14日、鈴鹿税務署が主催した「新設法人説明会」に共催し、全法連が作成した資料を提供しました。

説明会后、鈴鹿法人会の活動状況を説明しました。

鈴鹿法人会に加入していただけることを願うばかりです。



## 〈交通安全〉 雨の運転



ある時、レーシングドライバーが一般の方の運転について話していました。「この前、高速道路を走っていた時、ひどい雨で危ないから70km/hほどまでスピードを落としていたら、横を100km/h以上で抜いて行く車があったんだけど、あれ危ないよなー」という会話、全くそのとおり。

多くの方が経験しているように、雨がひどいとワイパーの効きも悪くなるし、トラック等の巻き上げる水煙で著しく視界が悪くなります。そんな先が見えない中を飛ばして走るのは、無謀以外の何物でもありません。

そのように飛ばしている人が恐怖を感じないのは、この先で何事も無いと思っている、あるいは何も考えていないのでしょう。

またスピードが高過ぎるとハイドロプレーニングで車が水に乗り、一旦車が滑り始めたらコントロール出来なくなります。レーシングドライバーは水に乗る恐怖を良く知っているだけに、その抜いて行く車が滑り始めたら、と想像するだけで恐ろしくなる訳です。

レースは車を高速で走らせるので間違われがちですが、レーシングドライバーは決して無謀な運転をする人ではありません。ちゃんと安全の範囲を把握し、自分がコントロール出来る範囲で走っているのです。無謀な運転をする人を見ると気になって仕方が無いのです。



抜いて行く車

NPO法人 鈴鹿モータースポーツ友の会より資料提供

～ 文化の架け橋 ～

## 「佐佐木信綱の危機を救った熊澤一衛」

エッセイスト 福島 礼子



熊澤一衛

の佐佐木信綱。明治から昭和にかけて短歌と国学の世界で活躍した人だ。

信綱は明治5年6月3日、本居宣長の教えを受けつぐ佐佐木弘綱の長男として生まれた。ちょうど卯の花の綺麗な時期である。父弘綱から「万葉集」や「山家集」の暗唱をさせられ、5歳から短歌を読み始めている。いわゆる英才教育をうけたわけだが、明治を迎え短歌の近代化を前に、弘綱が息子にかける思いは大きなものだったからだろう。44歳で授かった長男だからこそ、力がいったという説もある。

父の期待にそって信綱は、多くの歌集を出しながら短歌の結社をつくり、短歌誌「心の花」を出した。

「願わくはわれ春風に身をなして  
憂いある人の門をとばばや」

これも私のお気に入りの信綱の歌。優しい人柄がにじみ出た美しい言葉で詠まれている。

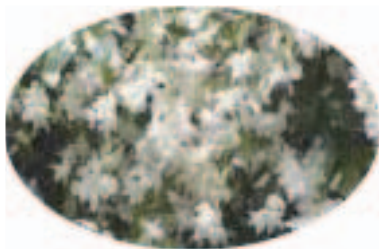
「卯の花の 匂う垣根に ほととぎすはやも来鳴きてしのびねもらす 夏は来ぬ」。中学生の時、音楽部だった私はこの歌が好きだった。おそらく私の年代の方は、音楽の授業で歌ったことがあるだろう。作詞は鈴鹿市石薬師出身

「心の花」は現在も続き、一世風靡した俵万智は信綱の孫である幸綱の門下生だった。信綱のまいた種が「サラダ記念日」となって花咲いたのである。

さらに信綱がすごいのは、古典文学の研究や復刻、注釈という労力のいる仕事をし続けたことだ。たとえば万葉集。原典は万葉仮名で書かれていて、私にはさっぱりわからない。当て字のようなものだが、一つの発生音にいくつもの漢字があり、本当に高度な知識がないと読み取ることができない。難解な原典を誰でも親しめる読みやすい表記にあらためたのは、弘綱、信綱と引き継がれた偉業だと思う。

その中のひとつに、「校本万葉集」がある。万葉集は写本の形で1200年以上伝えられてきたため、長い間に欠如したり間違っただけで伝えられてきたものもある。それぞれの本を見比べ、最初の形を探し出したのがこの「校本万葉集」。作業には多くの困難が立ちはだかっただけで、自らも、「生涯を代表する大業であった」と振り返っている。

なぜなら、まず写本を探し出すのが最初の困難。それを見比べ比較し検討していく。もちろん信綱一人でできることではなく、志をともにする国学者と



卯の花



佐佐木信綱

チームを組んで取りかかっている。さらに、古典となれば、同じ国語かと疑問に思うほど難解な字が使

われている。むしろそんな活字はなく、専門家に書いてもらい別注でつくらねばならず、資金面でも苦勞したようだ。12年ほどの歳月をかけてやっと完成にまでこぎ着け、あとは配本という時期に、悲劇が起こった。

大正12年9月1日に起こった関東大震災は、製本済みの『校本万葉集』と原稿資料の一切を焼いてしまう。その報告に信綱は貧血をを起こして倒れこむほどのショックだったようだ。12年の苦勞が、一瞬にして灰になってしまったのだから無理もない。

『校本万葉集』焼失と信綱の落胆は、新聞記事となった。その記事が『校本万葉集』の記事を救うこととなる。信綱と交流があった政治家の田中光頭がこの記事を読み、知人であった四日市の実業家熊澤一衛に伝えた。一衛は11月に信綱の元を訪れ、激励し援助を申し出ている。

当時のことを信綱はのちにこう書いている。

「熊澤君は力強く再起をうながして物的方面の支援は惜しまぬ旨を強調された。そこへ校正刷り2部が発見されるという不思議な幸運に恵まれた」と。



信綱の生家

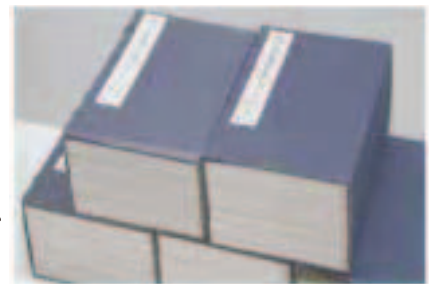
熊澤一衛は河原田出身の実業家。四日市製紙に始まり、近鉄の前身となる伊勢電鉄の社長、四日市銀行の頭取など、時代を牽引する多くの事業にかかわり、「東海の飛將軍」いわれた人物だった。

多方面で活躍する人ほど、その動きは迅速だ。きっとなすべき事を瞬時に本能的に知るのかもしれない。さらに「なすべき事」の領域が広く、収支を度外視して芸術や教育や学問への援助を惜しまない。

この姿勢はどうやら熊澤家のDNAらしい。彼の父熊澤市兵衛は、河原田村の村長を務め、地元の農学校に土地を提供し多額の寄付を行っている。また

貧しい家庭の子供たちに「熊澤奨学金」を設けて、学業の補助もした人だ。一衛もその血筋を受け継ぎ、四日市市に図書館を寄贈している。現在諏訪公園にある洒落た西洋風の建物がそれで、今も人々の憩いの場所として利用されている。

大正13年、熊澤一衛からの資金面での援助と残されていた校正刷りをもとに、『校本万葉集』は刊行されている。取りかかって実に13年の歳月を要して和装本25冊となり実をむすんだことになる。いくつかは、図書館や大学に寄贈された。『校本万葉集』は、そのうち洋装本となり、現在も万葉研究になくってはならない研究書として活用されている。



校本万葉集

このことがあって、信綱と熊澤家は交流をふかめ、一衛も歌集を出している。さらに彼の娘照子は、信綱の指導を受けて歌に励み、信綱を心の父として慕っていたことが多くの手紙から読みとれる。

私は思います。フランスでエコールドパリという芸術が花開いた時、彼等の芸術活動を裏側で支えたのが当時の経済人だったことを。あるいはまた江戸時代では、京都における派手な絵画の琳派、江戸においては俳諧や浮世絵の発展を支えたのが、当時の経済人だった町衆や旦那衆であったことを。そして少し前には、メセナ事業として多くの企業が文化を下支えしていたことを。

人はそれぞれの持ち場でなすべきことを全うする。信綱は歌を詠み、歌人を育て、国学研究に没頭した。一衛は四日市を代表する経済人として活躍し、その一方で文化や学問への援助を惜しまなかった。

学者と実業家、二人の志の強さと大きさが、現代の私たちに日本人の魂と美意識の源を伝えてくれている。あのとき何が人間の心に大切なものであるかを、二人は十分に知っていたのだと、私は思う。

## 歴史・名所・史跡

宮司：山下久夫  
電話：059-385-1383  
住所：鈴鹿市若松中1-5-1

## 由緒

小川神社は、平安時代809年52代嵯峨天皇の御代に現在の中野地区の処に創建されました延喜式内社で明治40年と42年に亘り、村内の神社を合祀し、明治42年に村社に列し、明治44年現在地に奉斎されました。

千二百年の時空を超えて今も尚、氏神様として崇められ、地域の人々の永遠の繁栄と平安をお守り頂いております。



平成22年10月11日には、例大祭並びにご鎮座千二百年祭に献幣使をお迎えして、厳かに斎行されました。

小川神社の拝殿は、明治42年に合祀され、昭和11年に式年遷宮が斎行され、20年毎にお社を造り替える慣わしに成っております。



平成28年10月2日には、氏子の皆様の心よりの奉賛と格別の支援協力の御蔭で総工費約8,000万円をかけて、拝殿が竣工の運びとなりました。

稚児行列には169名申込を頂き、天候にも恵まれ、11時より氏子地域を700名余が練り歩きました。

午後2時より奉祝祭が斎行され、多くの参拝者で賑わいました。

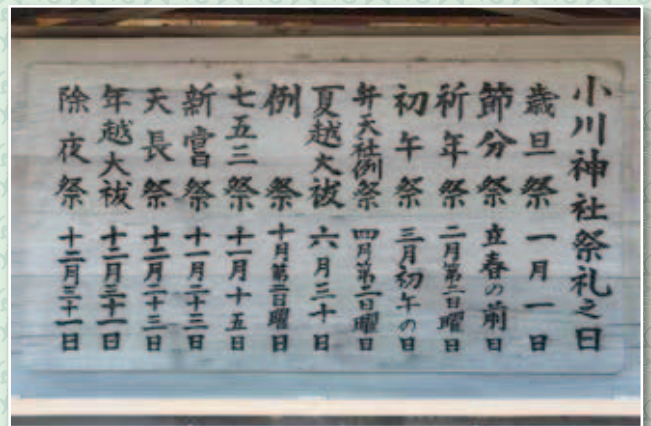


## 小川神社の御祭神と御神徳

主祭神 みつはのめのかみ 弥都波能売神（水の神）

井戸・水泳上達・水産業・水商売・石油業

ほか18柱



感謝！！！！

突然の訪問にもかかわらず、境内をご案内していただいたうえ、御朱印を頂きました。ありがとうございました。



# ラクトウイユ



## 作り方

### 材料

- ピーマン.....1 個
- パプリカ (赤・黄).....各 1/2 個
- なす.....1 本
- ズッキーニ.....1/2 本
- たまねぎ.....1/2 個
- トマトの水煮 (缶).....150g
- オリーブオイル.....大さじ 1強
- バジルの葉.....2 枚
- にんにく.....1 かけ
- 塩・こしょう.....適量
- 唐辛子.....適宜

- ① すべての野菜を 1 cm 程度のさいの目切りにする。
- ② 熱した鍋にオリーブオイルをひき、スライスしたにんにくを入れ、油に香りを出す。
- ③ たまねぎを中火でしんなりするまで炒める。  
次に、なすを入れる。なすは油をよく吸うので鍋に入れた後オリーブオイルを足す。  
全体に油がなじんだら残りの野菜を加えて軽く炒める。
- ④ ③にトマトの水煮を加えて中火で時々かき混ぜながら 3~5 分煮込む。
- ⑤ 仕上げに塩こしょうで味を調える。  
風味づけにみじん切りにしたバジルの葉、お好みで唐辛子を入れる。

## 《漢字を使ったクロスワード・パズル》

いま世界中で注目を集めているのでは、北朝鮮の動向ですね。そこで、北朝鮮「朝」の字の音読み(チョウ)と訓読み(アサ)をヒントにクロスワード・パズルを解いてください(タテ・ヨコのカギは順不同です)。

### 【問題】



- ◇全法連では「法人会 自主点検〇〇〇〇シートのススメ」を作成、各地の法人会に配布しました。
- ◇そばやうどん食べる時のネギ
- ◇無責任男といえば〇〇〇等さんですね
- ◇〇〇そうで〇〇ない春の宵
- ◇心身ともに絶〇〇〇〇〇!
- ◇ポタッと天井から〇〇〇が垂れる
- ◇「明々後日」と書きます
- ◇〇〇を片手に旧道巡り
- ◇オレも男だ、〇〇というものがあるのだ
- ◇ここは〇〇〇〇がいいので長居をしてしまったよ
- ◇奇妙〇〇〇〇
- ◇「夏も近づく八十八夜」で始まる唱歌『〇〇摘み』

※答えはP32



# 鈴鹿げんき花火大会



日時

2018  
9月8日 土

14:00~21:00

雨天決行 / 荒天順延

※雨天の場合は9月15日(土)9月22日(土)となります  
詳しくはホームページをご覧ください。

会場

白子港緑地

鈴鹿市白子1丁目(近鉄白子駅より徒歩10分)

お問い合わせ

鈴鹿花火実行委員会 / 白子本町12-7

Tel/Fax. 059-392-5300

鈴鹿市花火大会 公式サイト [www.suzuka-hanabi.com](http://www.suzuka-hanabi.com)

鈴鹿げんき花火大会チケットのお求めは

**チケットぴあ** 好評発売中

[Pコード:638-635]

受付電話 / 0570-02-9999



平泳ぎ避難とは

標めて危険!!



避難時の平泳ぎ

早急きの動きによって、人との着地点を確保し、保つ安全・迅速な避難方法です。

指導協力: 鈴鹿市消防本部

主催 / 鈴鹿花火実行委員会 特別協賛 / 鈴鹿市漁業協同組合

後援: 鈴鹿市・鈴鹿市自治会連合会・鈴鹿市教育委員会・鈴鹿市工業団地(一社)鈴鹿市観光協会・鈴鹿市観光協会(株)鈴鹿市社会福祉協議会(一社)鈴鹿青年会議所(会社)鈴鹿法人会・鈴鹿市PTA連合会・三重テレビ放送・中日新聞社・ケーブルネット鈴鹿・四日市観光協会・協力: 伊勢聖蹟興隆会(一社)鈴鹿法人会連帯部・日本たばこ産業㈱・チケットぴあ・協賛

1500名定員

会場周辺には、駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

公共交通機関をご利用ください。(交通渋滞や違法駐車は近隣の方々にご迷惑をおかけしますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。)

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。  
社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、約80万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

- ①初年度会費無料（年会費3,500円～）
- ②法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③無料での税務研修会・税務相談が受けられます。
- ④異業種の交流 etc



## 事務局の案内

〒513-0802 三重県鈴鹿市飯野寺家町816  
(商工会議所ビル3F)

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ [hojinkai@mecha.ne.jp](mailto:hojinkai@mecha.ne.jp)



ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)がHPからダウンロードができます。 <http://suzuka-hojinkai.jp>

鈴鹿法人会

検索



漢字を使った  
クロスワード・パズル解答

イ	ジ	■	チ	ヤ
ゴ	■	シ	ズ	ク
コ	ウ	朝	■	ミ
チ	エ	ツ	ク	■
■	キ	テ	レ	ツ

## 編集後記

広報誌を含め広報のあり方について試行錯誤を繰り返した一年間でした。  
広報活動、特に「すずかめ」については誰でも手軽に手に取っていただけるような内容・配布先を考えていく所存です。皆様方からの情報提供をお待ちしております。

広報委員長 安田克志

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱いの割安な保険料でご加入いただけます。

これからの医療の進歩を見据え、  
「生きるためのがん保険」を  
新しくします。

アフラックは  
がん保険  
契約件数 **No.1**  
平成29年版「インシュアランス生命保険統計号」



おすすめポイント

① 通院保障

三大治療<sup>(※1)</sup>のための  
通院や、所定の通院期間中  
(365日以内)の通院を  
**日数無制限**で保障。

② 三大治療・  
先進医療の保障

がんの主な治療法である  
**三大治療**や、健康保険が  
適用されない**先進医療**<sup>(※2)</sup>も  
しっかり保障。

③ 生活の質を  
落とさない為のケア

がん治療による**外見の  
変化**<sup>(※3)</sup>や、「がん」の痛みを  
和らげるための**緩和ケア**<sup>(※4)</sup>  
にも備えられます。

(※1)三大治療とは手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療を指します。(※2)保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。(※3)外見ケア特約を付加した場合。(※4)緩和療養特約を付加した場合。

NEW



NEW



NEW



◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

「生きる」を創る。

Affrac アフラック

三重支社 〒510-0074 四日市市鶴の森1-3-23 マストビル鶴の森6F  
TEL:059-355-4632 FAX:059-355-4629

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。AFツタ課-2018-5008-1806023 2月1日

引受  
保険  
会社

資料請求はインターネットでお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

法人会がん保険制度  
全国法人会総連合

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

三重支社/三重県四日市市安島1-2-27  
(ジェックSビル7F A号) TEL 059-352-2046

 **AIG損害保険株式会社**

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1  
(森永三重ビル2F) TEL 059-226-3911